

災害時における要介護高齢者の避難支援等に関する協定書

町田市（以下「甲」という。）と○○○○法人○○○（以下「乙」という。）は、災害時における要介護高齢者の避難支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町田市の区域内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う市内の介護サービス利用者の安否の確認、介護サービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（安否の確認等）

第3条 乙は、災害が発生したときは、「町田市介護保険事業所等災害時情報伝達マニュアル」に沿って、乙の介護サービスを利用する者（以下「利用者」という。）の安否を確認し、甲に報告するものとする。

2 乙は、災害が発生したときは、必要に応じて、利用者の避難所等への誘導（救出及び救助を含む。）をするものとする。

（サービス提供）

第4条 甲は、前条第1項の規定により報告された内容により、必要に応じて、利用者の居宅又は避難所等で、介護サービスの提供を乙へ要請する。

2 乙は、甲から要請があったときは、甲が開設する避難所等における避難者への介護サービスの提供に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、介護サービスに要した経費（介護保険法第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）を、別途甲が指定する様式に基づき報告する。甲は、報告に基づきその費用を負担するものとする。なお、経費の範囲及び額については、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく政令、通知等により規定された費用とする。

（損害補償）

第6条 介護サービスの提供に従事した乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができないときは、甲が、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく政令、通知等により規定された費用の範囲内において、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の確認）

第7条 乙は、災害時における情報の連絡体制を整備するため、当該整備に関する調査等に回答すること。

(訓練の参加)

第8条 乙は、年に1回甲が実施する「町田市介護保険事業所等災害時情報伝達訓練」に参加すること。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(守秘義務)

第10条 乙は、第3条に規定する安否の確認等及び第4条規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。なお、乙の事業所の指定が廃止された場合には、本協定は自動的に効力を失うものとする。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年　　月　　日

甲 東京都町田市森野二丁目二番地二十二号

町田市

町田市長 石阪 丈一

乙 東京都○○市△丁目△番地△号

○○○○法人○○○

職名 □□ □□